

一九〇五年日本の竹島領土編入

堀 和生

はじめに
第一章 竹島の認知と領有意識

第二節 明治政府の竹島認識

第二章 日本の朝鮮辺境島嶼への侵入

第一節 薩摩島をめぐる両国の葛藤

第二節 日本人による竹島漁業

第三章 日本の竹島領土編入

第一節 日本政府の軍事的要請

第二節 日本政府の官僚的判断

第三節 日本の公示と朝鮮側の対応

おわりに

P98

はじめに

領土問題は、古来の歴史の中だけでなく、今なお多くの国際紛争の原因となっている。そして、この領土問題とは、先年のフォーカランド紛争のように、理性的な思考を麻痺させ排外的ナショナリズムを暴走させる特徴さえもっているのである。

現在日本は、千島列島、尖閣諸島、竹島の三つをめぐる領土紛争をかかえているが、そのいずれも当面解決できる見通しはない。現実にある領土紛争を、実際に処理する手だけは国際法である。しかし、その国際法を関係国が納得するように適用するためには、まず紛争についての事実認識自体に共通の基盤がなければならぬ。されば、現在双方の現実の国益と国民感情のために膠着状態にある

日本の領土問題についても、その紛争対象地域の歴史をより具体的客観的に解明していくことは、何らかの進歩的な刺戟を与えることになるのではないか。

竹島（朝鮮側の呼称は独島）については、日本と大韓民国、朝鮮

民主主義人民共和国の間で領有権が争われてきた。⁽¹⁾ 戦後国家レベル

「日韓基本条約」締結の前後、そして七年領海二百海里問題が登

場した時期に、特に顕在化してきた。そして、それぞれの時期に発

表された竹島問題に関する国際法や歴史学の文献は、決して少ない

ものではない。⁽²⁾

本稿では研究方法として、まず川上健三の『竹島の歴史地理学的研究』（一九六六年）を批判的に検討し、それと対置する形で論を展開してゆくことにする。この本を特に取上げた理由は、（一）日本における竹島に関する歴史研究のなかで、最も「実証的」な形態の大著であること、（二）著者は本書執筆当時、現職の外務省調査官であり、本書がまさしく日本政府の要請によつた研究であること、（三）本書が、現実に日本の竹島領有正當論の最大の典拠となつてゐること、等のためである。⁽³⁾ 本稿の課題は、明治維新以後の日本が竹島どのように関わつたか、そして何故一九〇五年にそれを領土編入するに至つたのかを明らかにすることである。ただし、論の展開の必

要のために、前近代についても簡単に概観することにする。また、

国際法の議論は一切捨象する。川上は自著について、現実の紛争には全く関わりなく、竹島に関する事実関係をあくまで純然たる學問的態度で究明したとくり返し述べている。果してそうであろうか？

朝鮮側の文献に、今日の竹島＝独島が登場するのは、日本側より約二百年ほど早い。『世宗実錄』地理志（実質的には一四三二年、形式的には五四年成立）の江原道蔚珍県の条に

第一章 竹島の認知と領有意識 第一節 朝鮮政府と江戸幕府の竹島認識

朝鮮側の文献に、今日の竹島＝独島が登場するのは、日本側より約二百年ほど早い。『世宗実錄』地理志（実質的には一四三二年、形式的には五四年成立）の江原道蔚珍県の条に

于山・武陵二島 在県正東海中、二島相去不遠、風日清明、則可望見

とある。つまり、新羅時代から知られている鬱陵島とは別に一島が存在し、清明な風の日には、相互に見ることができるとある。韓国では、この于山島が竹島＝独島であるとされている。川上は、于山島なるものは存在せず、それが今日の竹島に該当することはありえないと主張する。彼は次の二つの史料を掲げる。まず『高麗史』地理志（一四五一年）の蔚珍県の条に

鬱陵島 在県正東海中、新羅時称于山國、一云武陵、一云羽

陵……一云于山・武陵本二島、相距不遠、風日清明、則可望見
とあり、また『新增東國輿地勝覽』（一五三一年）の蔚珍県の条に
于山島・鬱陵島、一云武陵、一云羽陵、二島在県正東海中……
一説于山・鬱陵本一島

とある。つまり、『高麗史』は本文で一島とし二島説を註記しているのであり、逆に『輿地勝覽』は本文で二島とし一島説を註記しているのである。川上は、『高麗史』本文の一島説こそ正しく、他の文献の二島説は『高麗史』の註記の誤りが拡大したものだと断定している。

その根拠は、第一に各書の成立年代である。全体として『世宗実

録』の方が『高麗史』より古い文献であることは、川上も認めてい
る。しかし、両書の鬱陵島の項を対照すると、前者には後者にない
李朝世宗期の事件が記載されている。そこで彼は、後者の方こそよ
り古い基本文献だと断定したのである。しかし『高麗史』が李朝時
代を扱わないのである、それは史料自体の新旧とは全く無関
係である。

第二の根拠は、鬱陵島から竹島は見えないので、『世宗実録』中の于山島は竹島ではないとする。また川上は、『高麗史』の註に「風日清明、則可望見」とあるのは、二つの島のことではなく、鬱陵島と朝鮮本土とのことであると解説している。まず、文脈を無視して主語を変えて読むのは恣意的であろう。また、物理学的な計算で

は、鬱陵島から竹島が見えることは既に決着がついている。⁽⁴⁾ そして、後の日本側の文献にも、竹島＝独島は「晴天の際鬱陵島山峯の高所より之れを望むを得べし」とか、「鬱陵島よりは五十哩、海上遙かに之れを望むを得べし」と書かれている。まさしく『世宗実錄』の記述と一致する。さらに、後掲図3のように、その姿まで確かに画かれているのである。『高麗史』本文に若干の混乱はあるが、一五世紀初頭に朝鮮人が鬱陵島とは別の島の存在を認知していたことは明らかである。そして、その文献が朝鮮の正史中の地理志であることがあら、それはそのまま國家の領有意識を示しているといえよう。

川上の著作のより大きな欠陥は、自己の于山島非存在説によって、一六世紀以降多くの文献、地図中に登場する于山島をすべて否定してしまうことである。⁽⁵⁾ 例えば、『肅宗実錄』（一七二八年）卷三〇に於山島をめぐる紛争のため日本に一度渡った安龍福は、一七世紀末鬱陵島をめぐる紛争のため日本に一度渡った安龍福が、「松島即子山島、此亦我國地」「以鬱陵子山等島、定以朝鮮地界」等、発言した事実が載せられている。川上は、安龍福が今日の竹島＝独島の存在を知っていたことを認めながらも、彼の証言は虚構が多いとして、その史料的価値を否定している。しかし、安龍福の証言内容の信憑性はひとまずおくとしても、彼が竹島＝独島を子山島と呼び、鬱陵島とともに朝鮮領だと発言している事実は、川上の于山島非存在説を覆すのに充分である。また、『増補文献備考』

(一九〇八年) 輿地考でも、「輿地志云鬱陵于山皆于山國地、于山則

倭所謂松島也」「松島即芋山島、爾不聞芋山亦我境乎」等のように、

于山島を正しく今日の竹島の呼称として使っている。そして、この

『増補文献備考』が二百年にわたる編纂事業の所産で、実録を補完

する官製文献であることから、朝鮮政府が于山島に対して領有意識

を維持していたことが明らかである。その他朝鮮や日本の文献で、

今日の竹島を于山島と記しているものが多い。例えば、張志淵『大

韓新地志』(一九〇七年)は、鬱陵島の東南に于山島があると明記し

ている。また、近藤保祿『朝鮮國地誌摘要』(一八七六年)や大田才

次郎『新撰朝鮮地理誌』(一八九四年)も、日本海中に鬱陵島とは別

に于山島が存在すると記している。

朝鮮の地図で、鬱陵島と別に于山島が登場するのは、「東國輿地

勝覽」(一四九九年)が最初である。⁽⁹⁾ そして、それ以後今日までに発

見されている地図のなかで、于山島が載っているものは数百枚にも

及ぶという。勿論それらは古地図であるから、鬱陵島と于山島の位

置関係や大きさは、必ずしも正確とはいえない。しかし、これほど

多くの地図が二島を併記している事実は、朝鮮において于山島の存

在が広く知られていたことを示している。さらに一九世紀末、朝鮮

政府が鬱陵島の開発に着手すると、于山島への認識はより正確にな

なった。その時点の朝鮮側の認識を示すものが、図1に掲げた大韓

帝国学部編「大韓輿地図」(一八九九年 奎章閣所蔵)であり、古地

図としては鬱陵島と于山島がほぼ正しい位置関係に画がかれている。

以上にあげた事実によつて、川上の于山島非存在説がもはやなり

たたないことは明らかである。即ち、朝鮮政府は一五世紀から竹島

|| 独島を于山島として自国領だと認識しており、混乱した時期も

あつたが、一九世紀末には再び領有意識を明確にしていたのであつた。

日本の文献で、今日の竹島が初出するのは、出雲藩士斎藤豊仙の『隱州視聽合記』(一六六七年)であり、松島の名称で竹島=鬱陵島

と併記されている。そしてこの頃から、日本ではそれら二島の形状

が相当詳細に知られるようになるが、これは日本人が鬱陵島に直接

進出するようになったからである。朝鮮政府は一五世紀半ばから鬱

陵島に対して空島政策をとり、同島の朝鮮人を引揚げさせていた。

一六一七年たまたま米子の大谷甚吉の商船が遭難して鬱陵島に漂着、

その物産の豊富なことに着目して、村川市兵衛とともに、幕府に渡

航許可を申請した。そして、翌年幕府の許可を得、爾後大谷・村川

両家は輪番で同島に船を送り、伐木・採取等を行つようになつた。

ただし、両家は「竹島拝領」と称していたが、幕府が与えたのは

「渡海免許」であった。そして、両家は竹島=鬱陵島に渡る途中に

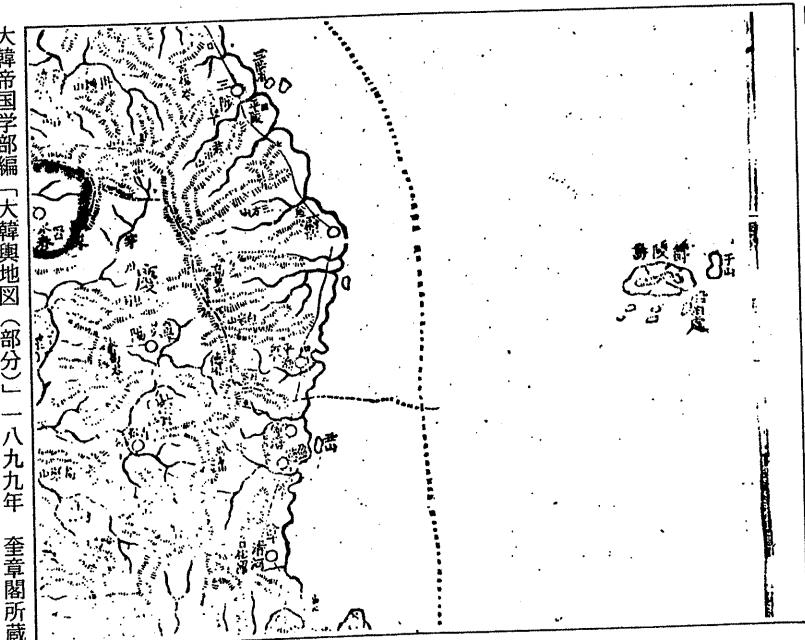
ある松島=独島でも若干漁業をすることもあつたとみえ、一六六一

年の松島への「渡海免許」も下された。ただし、両家の目的

はあくまで竹島=鬱陵島であり、松島=独島はその往復途中の手間
仕事にすぎなかつた。また、二つの島の大きさは桁が違うので、当
時の史料中でも「竹嶋之内松嶋」「竹嶋近辺松嶋」「竹嶋所之小
嶋」⁽¹⁰⁾ 等のように、松島は竹島の属島として扱われていた。このよう
に日本人が鬱陵島に渡航をくり返していた時期、幕府はそもそも同
島が朝鮮領である事實を知らなかつたようである。

ところが、一六九三年鬱陵島において、大谷家の一行と、慶尚道
から出漁してきた安龍福ら朝鮮漁民との間に大きな衝突が起つた。

そして、大谷・村川両家が幕府に訴えたことから、この問題は日本
と朝鮮の外交ルートで、竹島=鬱陵島の漁業権・領有権を争う所謂
「竹島一件」に発展していった。この外交交渉のなかで、対馬藩は
明らかに朝鮮から鬱陵島を奪おうと企てた。朝鮮政府では一時方針
が動搖したが、安龍福が二度日本へ渡つて、鬱陵島・于山島は朝鮮
領だと主張してきたことが契機となつて、領議政南九萬らの対日強
硬姿勢が支配的となつた。歴史的に鬱陵島が新羅時代から朝鮮に屬
していたことは明らかであつたので、幕府はついに対馬藩の動きを
抑え、対朝鮮の協調政策を選択した。即ち、一六九六年一月大谷・
村川両家の竹島渡航が禁止され、九九年一月日本側が鬱陵島が朝鮮
領であることを正式に承認して、この「竹島一件」は決着がつけら



(1) れた。そして、その外交文書には直接松島の名称はでないが、同島が竹島の属島とみなされていた以上、その領有権も同様に処理されると考えられる。一七世紀の日本人の松島＝独島での漁業とは、あくまで竹島＝鬱陵島進出に附隨したものにすぎないので、その竹島渡航禁止とともに終焉するほしかった。その証拠に、この後大谷・村川両家が松島のみをめざして渡航したことは全くなかったのである。

ただし、このように元禄期に竹島＝鬱陵島への渡航が幕府によつて禁止された後も、山陰地方の漁民らが密かに同島に渡ったことはあったようである。⁽¹⁵⁾ また、民間では松島＝独島を隅岐國の所屬と書いている本があり、さらに、竹島＝鬱陵島が朝鮮の属領であること知らない本さえあつた。⁽¹⁶⁾ しかし、これら責任のない民間人の認識は、領土主権の帰属には関わりがない。

「竹島一件」以後の幕府の領土意識を示す資料として、その官撰地図があげられる。日本の官撰地図のなかで、松島＝独島を最初に画いたのは、長久保赤水の「日本輿地路程全圖」（一七七三年）である。この地図は經緯線を使用した最初の地図でもあつた。長久保は、更に木版彩色刷の「日本路程輿地圖」（一七七八年）を刊行した。この地図で特に注目されるのは、日本本土とその附属地にはすべて彩色をしているが、竹島と松島は、朝鮮半島とともに彩色して

いないことである。⁽¹⁷⁾ つまり、「竹島一件」を踏まえた後の官撰地図は、竹島、松島をともに日本領として取扱っていないのである。また、古地図の段階を完全に脱皮したといわれる官撰地図、伊能忠敬の「大日本沿岸輿地全圖」（一八二一年）には、竹島、松島ともに含まれていないのである。つまり、一七世紀半ばにはやや曖昧であつたが、元禄期の朝鮮政府との交渉を経た後には、幕府は松島＝独島の存在を認知していくながら、それを日本領だとは見ていなかつたのである。

以上小括すれば、日本人が一七世紀に松島＝独島について深く知るようになったのは、あくまで日本人が朝鮮領たる鬱陵島に進出した状態があつたからである。そして、両国政府の交渉で鬱陵島の朝鮮所屬が決着した際に、その属島たる松島＝独島も、ごく自然に日本の版図からはずされたのであつた。

第二節 明治政府の竹島認識

幕末から明治初年にかけ歐米と接触したことにより、日本の鬱陵島と竹島＝独島の認識には甚だしい混乱が生じた。まず、一八世紀末日本海に進出してきた仏・英船が、あいついで鬱陵島を発見したところが、その位置測量が不正確であつたため、同島はダジュレーとアルゴノートという別の島として紹介された。竹島＝独島は遅れ

て、内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「竹島」なる島の情報を照会したことが契機となつた。そこで島根県当局は、一七世紀の大谷・村川両家による竹島＝鬱陵島開拓の經緯を取調べ、竹島と松島＝独島の略図を付し、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」として内務省に提出した。つまり、島根県当局は、松島を竹島の属島と理解していたため一括して取扱つたのであつた。

内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「伺」の情報と合わせ検討したうえで、この両島は朝鮮領であり日本ものではないと結論をだした。しかし、「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるため、同省は翌一七七年三月一七日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出して、その判断をあおいだ。付属書類中で「外一島」とは松島であると明記され、その位置と形状も正しく記述されていた。太政官調査局の審査では内務省の見解が認められ、次のような文章が起草された。

別紙内務省伺日本海内竹島外一島地籍編纂之件 右ハ元禄五年 朝鮮人入嶋以来旧政府該國ト往復之末遂ニ本邦關係無之相聞候段

日本政府内でこれらの混亂が整理されていくなかで、それらの島の領有権の帰属も確定されていった。ただ、それを各機関が統一して行ったわけではないので、個別にみてゆこう。まず、内務省が二つの島の所属について、最初に決定をせまられた。一八七六年一〇

御指令按

申立候上ハ 伺之趣御聞置左之通御指令相成可然裁此段相伺候也

この指令按は、右大臣岩倉具視、參議大隈重信、寺島宗則、太木

喬任等によつて承認決定された。そして、同年三月二十九日正式に内務省に指令された。即ち、当時の日本の最高国家機関たる太政官は、島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットにする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言したのであつた。この指令は四月九日付で内務省から島根県に伝えられ、現地でもこの問題に決着がつけられた。

外務省がこの二島について最初に知つたのは、一八七〇年朝鮮視察に赴いた外務省出仕佐田白茅らの報告からであらう。その「朝鮮国交際始末内探書」に次のようにある。

一、竹島松島朝鮮附屬ニ相成候始末
此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之
竹島ノ儀ニ付テハ元録度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候……

これも、元禄期の「竹島一件」で松島＝独島が朝鮮に渡されたと
いう理解であるが、これは単なる報告である。

外務省がこの二島の所属について、主体的な判断をせまられたのは、七六年からの松島開拓問題に関するものである。同年六月武藤平学なる者が、外務省に「松島開拓之議」を建議した。そして、これ以後二年余の間に、児玉貞易、斎藤七郎兵衛、下村輪三郎等の民間人や、ウラジオ駐在の貿易事務官脇瀬寿人から、同趣旨の建白や願い涉すべしよと述べていた。

開拓願いの対象が、朝鮮の鬱陵島であることを知つていた。しかし、甲論乙駁するなかで、田辺は開拓願いにある松島が于山島であれば開拓を許可せず、もし松島が所属不明の島ならば、朝鮮側と交渉すればよいと述べていた。

以上、松島なる島を日本領に取込もうとする渡辺の見解もあつたが、それは少数意見であった。松島を鬱陵島と于山島のどちらに比定するかに違いはあるても、松島の朝鮮所属あるいは朝鮮の同島開拓するか認めのが多数意見であった。しかし、これら省内の議論では結論がでず、結局開拓願いの対象松島を実地に調査することになつた。

一八八〇年七月軍艦天城がその松島に赴き測量した結果、同島が鬱陵島であることが判明した。⁽²⁾久しく関心を集めてきた豊かな松島とは、まさしく朝鮮領であったわけで、ここにおいて開拓願いはすべて却下され、この問題は終焉した。いまひとつ竹島＝独島は全く不毛な岩嶼にすぎず、そもそも何らの関心の対象となりえなかつたからである。後八一年一一月二九日、内務省が竹島と松島を版図外とした先述の太政官の指令書きを付して、外務省に鬱陵島の現状を照会したことがあつた。それに対して、外務省は何ら全く異論を申してていない。そしてその後も一九〇五年に至るまで、外務省が竹島と松島の領有権を分けて扱うようなことは決してなかつ

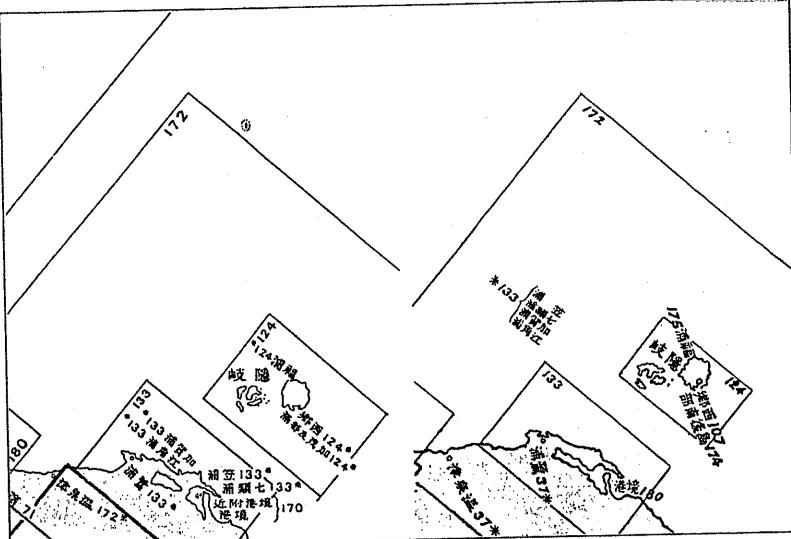
がくりかえし提出された。⁽³⁾それらの内容は、日本海にある日本領または所属不明の松島について、その自然の豊かさをあげて開発の許可を求めるものであつた。そして、列強がこの島を狙つていると危機感をおおつてゐるものも共通していた。ここでいわれてゐる松島とは、勿論鬱陵島のことである。

これらの開拓願いに対しても、外務省の官僚にはさまざまな意見があつた。記録局長渡辺洪基は、竹島＝鬱陵島は朝鮮領だとしながら、竹島と別に松島があるならば、それは日本領とみなせると述べた。竹島と松島の領有権を分ける見解で、後の竹島＝独島領土編入の理論の先駆として注目される。しかしその彼も、鬱陵島に付属する于山島があることは知つており、その于山島の処理に困つてゐる。⁽⁴⁾また彼は、日本海にあるのが二島か三島か確信を持っておらず、さらになによりも開拓願いの対象松島が本当は鬱陵島であることを知らなかつた。

官僚甲は、松島とは朝鮮の鬱陵島に属する于山島のことだ、その松島の開拓は他国への侵略になると反対した。官僚乙は、まず松島と竹島を観察して、その後それらが鬱陵島、于山島、または無主地であるかを判断しようと主張した。官僚丙は、領有権には言及せず、列強接近の情報をあげて、松島に居る朝鮮人に遠慮することなく同一島を調査すべきだと主張した。公信局長田辺太一は、当初から松島たのである。

海軍については、当時の原文書が残されていないので、その出版物から当局の認識をうかがうはかない。日本の海軍水路部が主に依拠していた英國版の海図では、六〇年代既に二島の所在が確定していた。そのため、日本の海軍も七〇年代末にはその点を充分認識したようだ。八〇年代の日本製の海図には二島が正確に画がかれていった。しかし、海図は地理的な認識を示すだけなので、海図中の島の所属については、その解説書たる水路誌を重視しなければならない。日本海軍は、八〇年三月より全世界を対象とした『寰瀛水路誌』⁽⁵⁾の編纂を始めた。そのうちの露韓編である第二巻第二版（一八八六年）には、鬱陵島とリヤンコールト列岩が載せられている。しかし、これは世界の水路誌であるが故に、その所属の決め手にはならない。ところが、八九年三月その『寰瀛水路誌』の編纂は中止され、日本を中心とした東北アジア海域を重視する方針に転換した。まず、日本本領海を他と区別して『日本水路誌』として独立させ、九二年から順次刊行していく。この水路誌には、九五年の下関条約による日本的新領土台湾や澎湖島、さらには千島列島最北端の臼守島まで載せられているが、反面台湾の対岸やカムチャッカ半島は全然含まれていない。すなわち、この『日本水路誌』の扱う範囲は、あくまで日本の領土・領海に限定されていたのである。そして重視すべきは、

図2



水路部(坂本一部長)編
『日本水路誌』第四卷(1907年)
水路部(肝付兼行部長)編
『日本水路誌』第四卷(1897年)
関係海図索引(部分)。

この水路誌の日本海のところでは、リヤンクール島=独島に全く触れていない点である。当時の日本の海図には、同島は正確に位置づけられており、その所在を知らないわけではない。図2のとおり、この水路誌の一八九七年版の付図と、同島を日本に領土編入した後の水路誌の付図を対照させれば、事態は明白である。即ち、一九〇〇年時点で日本の海軍水路部当局は、明らかに同島を日本領から除いていたのである。そして他方、日本海軍の『朝鮮水路誌』一八九四年版と九九年版には、鬱陵島と並んでリアンコールト列岩が載せられている。つまり一九世紀末に、日本海軍の水路部当局が竹島=独島を朝鮮領だと認識していたことは、疑いのないところである。

以上要するに、明治維新以後日本の政府が、竹島=独島に独自の関心を示したことは全くなかった。そして、認識の程度に強弱はあるても、日本政府の関係諸機関のすべてが、同島を鬱陵島と合わせて朝鮮領だとみていたことは明らかのことであった。

第二章 日本の朝鮮辺境島嶼への侵入

第一節 鬱陵島をめぐる両国の葛藤

維新以後の对外膨張の機運に乗じて、政府の政策とは別に、日本人の鬱陵島への渡航が始まっていた。一八八一年朝鮮の搜討官は、

同島に多くの日本人が侵入し伐木漁採をしていることを発見した。朝鮮政府は直ちに同年六月、日本政府に正式の照会を送ってその渡航禁止を要求した。日本の外務省は、既に先の松島開拓問題で鬱陵島の朝鮮帰属を確認していたので、その非を認めて朝鮮側に謝罪した。しかし、日本政府が何ら具体的手立てをとらなかつたので、日本人の鬱陵島侵入はたえることがなく、ために朝鮮政府の抗議がくり返された。そこで、日本政府もこれが外交紛争になることを懸念して、一八八三年三月内務省、司法省から鬱陵島への渡航を禁止する旨の内達を下した。さらに同年九月、日本政府は同島在留の日本人を引揚げさせるため、内務省書記官と汽船を直接派遣した。そして、主に伐木に従事していた二五四名の日本人全員を、強制的に帰国させた。これが、明治政府の鬱陵島に関する最初の外交交渉であった。同島から引揚げさせられた日本人は、本来密出国、密貿易の犯罪者であるが、実際には全員が免訴・無罪となつた。この時点では、朝鮮政府への配慮から、外務省はこのように全員無罪とすることについて異論をとなえていたことが注目される。

朝鮮政府にとっては、多数の日本人が密かに自國領に侵入している点である。当時の日本の海図には、同島は正確に位置づけられており、その所在を知らないわけではない。図2のとおり、この水路誌の一八九七年版の付図と、同島を日本に領土編入した後の水路誌の付図を対照させれば、事態は明白である。即ち、一九〇〇年時点で日本の海軍水路部当局は、明らかに同島を日本領から除いていたのである。そして他方、日本海軍の『朝鮮水路誌』一八九四年版と九九年版には、鬱陵島と並んでリアンコールト列岩が載せられている。つまり一九世紀末に、日本海軍の水路部当局が竹島=独島を朝鮮領だと認識していたことは、疑いのないところである。

以上要するに、明治維新以後日本の政府が、竹島=独島に独自の関心を示したことは全くなかった。そして、認識の程度に強弱はあるても、日本政府の関係諸機関のすべてが、同島を鬱陵島と合わせて朝鮮領だとみていたことは明らかのことであった。

この水路誌の日本海のところでは、リヤンクール島=独島に全く触れていない点である。当時の日本の海図には、同島は正確に位置づけられており、その所在を知らないわけではない。図2のとおり、この水路誌の一八九七年版の付図と、同島を日本に領土編入した後の水路誌の付図を対照させれば、事態は明白である。即ち、一九〇〇年時点で日本の海軍水路部当局は、明らかに同島を日本領から除いていたのである。そして他方、日本海軍の『朝鮮水路誌』一八九四年版と九九年版には、鬱陵島と並んでリアンコールト列岩が載せられている。つまり一九世紀末に、日本海軍の水路部当局が竹島=独島を朝鮮領だと認識していたことは、疑いのないところである。

以上要するに、明治維新以後日本の政府が、竹島=独島に独自の関心を示したことは全くなかった。そして、認識の程度に強弱はあるても、日本政府の関係諸機関のすべてが、同島を鬱陵島と合わせて朝鮮領だとみていたことは明らかのことであった。

何に執拗であったかを示している。日本政府の調査によれば、一九〇〇年前後の同島在留日本人は約三百人ほどで、季節的には千人を越えることさえあった。そして、それら渡航日本人は、徐々に定住するようになっていた。⁽²⁾ また、日本政府の彼ら日本人に対する政策も、かつてとは変ってきた。先述のように一八八〇年代初頭には、日本政府は朝鮮政府に正式に陳謝し、まがりなりにも渡航禁止の措置をとった。ところが、日清戦争になると、日本政府は朝鮮側の退去の要求を無視するようになり、やがてはその要求と対決するようになつていった。

これは一九世紀末になり、日本の朝鮮侵略が全面的に強化されたことと軌を一にしている。同時期日本による鉄道・鉱山等の利権獲得や、通貨権の侵害は愈々露骨になってきた。本稿に関わる漁業も、

その例外ではない。日本政府は既に八九年に、治外法権や種々の不平等規定をもつ「日朝両国通漁規則」を押付けていた。そしてこれによって、日本漁船が大々的に朝鮮沿岸各地に進出し、強盗的な乱獲を行つた。そのため、生活を脅かされた朝鮮漁民と進出して来た日本漁民の間で、衝突が頻発したことについては、多くの研究が明らかにしている。⁽³⁾ しかし一九世紀末になると、日本政府はそれら漁民の「自主的」通漁をまつだけではなく、さらに積極的な政策に着手した。⁽⁴⁾ まず、九八年「遠洋漁業奨励法」を実施して、奨励金による

渡海漁業の発達をはかった。また、当該行政の最高責任者である農商務省水産局長牧朴眞は、九九年六月から一ヶ月かけて自ら朝鮮沿岸の状況を観察してまわった。そしてそれに基づいて、同年府県ごとに韓海漁組合を組織させ、翌年その中央機関として朝鮮海通漁組合聯合会を設立させた。さらに、一九〇二年「外國領海水產組合法」を制定し、従来の単なる通漁から、移住漁村の建設に向うよう奨励するようになった。これら政府の施策にそって、各府県においても朝鮮への通漁に保護政策をとつて、要するに、一九世紀末からまさに官民一体となつて、朝鮮沿岸の漁場へなだれこんだのである。そしてそこには、そもそも朝鮮が外国であり、朝鮮漁民が生きて活動をしているのだという認識は、全くなかつたといわざるをえない。そしてそこには、そもそも朝鮮が外国であり、朝鮮漁民が生きて活動をしているのだという認識は、全くなかつたといわざるをえない。そしてそこには、そもそも朝鮮が外国であり、朝鮮漁民が生きて活動をしているのだという認識は、全くなかつたといわざるをえない。

麟陵島における事態は、まさしくその一環であった。先述したように、漁期によつて千人からの日本人が流入して來た時、そこで何が起るであろうか。川上は、「麟陵島への日本漁民の通漁は、「日朝両国通漁規則」による合法的なものだ」としている。⁽⁵⁾ しかし實際は、その不平等条約に照らしてさえ、麟陵島における日本人の活動は正当化できるものではない。何故ならば、彼らは同規則に基づく通漁税を納めていない密漁者であったからである。もし規則どおりに日本漁民が麟陵島に通漁するのならば、まず毎年釜山領事を通じて朝

鮮の海關に通漁税を払い、同時に免狀を受けねばならない。また「貿易規則」によつて、捕魚の輸出税を払わねばならない。麟陵島に進出していた日本漁民がそのような手続きをしてなかつたことは、当の釜山領事が同島の日本人を全く掌握していなかつたことから明らかである。日本側の多くの史料にあるように、彼らは日本の各港から直接同島に来て、漁が終ればまた直接それぞれの港に帰つていったのである。麟陵島における日本人の漁業は、不平等條約に照しても不當なものである。この点は、同島の木材伐採とその「輸出」についても同様である。日本人の初期の伐採がすべて盜伐であることは明白である。後に日本人は現地の朝鮮人に若干の代價を払つたこともあるようだが、同島はそもそも開港場ではないので、そこから輸出することはできない。つまり、日本人の木材搬出は、すべて脱税 密輸である。さらに、居留地がない同島在留日本人は、かかる法的な問題に止まらず、実際に麟陵島に侵入してきた日本人人と朝鮮人の衝突は頻発した。現地の両民族の紛争が広く知られるようになつたのは、同島島監裴季周の告発によつてである。彼によれば、日本人は「年年同鳴ニ赴キ刀剣銃砲ヲ携ヘ嶋内ヲ横行シ人民ヲ脅迫シ婦女子ヲ追廻リ 物品ヲ盜奪スル等不法ノ行為ヲ為シ 為

メニ島民非常ニ迷惑ヲ感スル」状態であった。彼は一八九八年七月日本に渡り、島根・鳥取の警察に日本人の暴行の取締りを要求し、また松江地方裁判所に幾人かの日本人を木材の盜伐と窃取の理由で告訴したのである。この事件を取調べた日本の検事によれば、「本邦人多数在住シ其勢力ハ更ニ島民ヲ圧シ横暴ヲ極メ殆ント無政府ノ有様」で、「時ニ在テ亂暴ヲ以テ彼ヲ感压スル徒モ有之由 将來此勢增長スルニ於テハ如何ナル珍事惹起スルヤ量リ難キ」状態であったのである。

島監裴季周は、朝鮮の中央政府へも現地の事態を詳しく述べたので、両国政府間の外交問題になつた。同島におけるこの紛争は、「皇城新聞」によつて頻繁に報道されていた。朝鮮政府が改めて同島の日本人の退去を要求したのに對し、日本政府はそのような紛争は存在しないという立場をとつた。それで現地の状況を調べるために、一九〇〇年六月には朝鮮内部視察官禹用鼎と釜山領事官補赤塚正助による合同出張調査まで行われた。それでも決着がつかなかつたので、朝鮮政府は紛争の有無にかかわらず、条約に基づいて同島から日本人が退去するよう再度要求した。日本政府は、日本人の同島在留が条約規定外であることは認めつつも、また日本政府が直接に退去させねばならない責務もないと反駁した。そしてさらに、十

て、逆にその既成事実を認めて居住を公許するよう要求したのである。

その後も、鬱陵島の紛争をめぐって、両国政府の応酬がくり返されていた。そこで、一九〇一年一二月林公使は紛争の頻発を逆手にとつて、在留邦人取締りのためと称して、同島に日本人警察官を駐在させることを提案した。⁽²⁾勿論、条約上では日本人警察官が同島に常駐する権利などないが、朝鮮政府に同島の日本人を退去させる実力がないのだから、むしろ日本人警察官を派遣することによって現地の紛争を処理させようというのである。まさに盜人の論理であるが、紛争の頻発に窮っていた朝鮮政府が積極的に反対できないうち間に、日本側は強引にそれを実行にうつした。一九〇二年三月、釜山

領事館の日本人警部・巡査四人が同島に派遣され、以後常駐するようになつた。彼ら日本人警察官は、日本の諸法令に準拠して本邦人の保護取締をすると称していたが、武装した彼らが侵略の現場で如何なる役割を果すかは明らかである。その警部の断片的な報告によつても、彼らが日本人の材木密輸を阻止しようとする郡守沈興澤と対立し、それを押切つてゐるさまがうかがえる。⁽²⁾そして、一九〇四年には鬱陵島に日本の郵便受取所が設けられ、さらに同島と日本境・浜田との航路さえ開かれていたのであつた。

以上、日露戦争直前の段階において、日本政府の支援をうけた日

路誌』第一改版（一九〇七年）に次のようにある。⁽⁴⁾

竹島 [Liancourt rocks] 韓人ハ之ヲ独島ト書シ本邦漁夫ハリ亞ノコ島ト曰フ……明治三十七年十一月軍艦対馬ノ此島ヲ実査ゼン際ハ東島ニ漁夫用ノ菰葦小屋アリシモ風浪ノ為メ甚タシク破壊シアリシト云フ 每年夏季ニ至レハ「トド」獵ノ為メ鬱陵島ヨリ渡來スル者數十名ノ多キニ及フコトアリ 此等ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約十日間板居スト⁽⁵⁾

鬱陵島一名松島 [Dagelet island] ……重ナル漁業ハ鮑ノ採取ニシテ毎年多量ノ乾鮑ヲ輸出ス 「トド」ト称スル海獣ハ本島ヨリ南東方ナル竹島 [Liancourt rocks] ニ棲息シ明治三十七年頃ヨリ本島民之ヲ捕獲シ始メ捕獲期ハ四月ヨリ九月ニ至ル六箇月間ニシテ現今本業ニ從事スル漁船三組（一組ニ付平均約五頭ヲ捕獲ス）アリ 又本邦人ノ採取スル鮑ハ潜水器二箇及ヒ汽船二隻ヲ用ヒ其採取量一日平均一千百三十斤ナリト云フ

かつて、この文中の「鬱陵島ヨリ渡来スル者」が日本人か朝鮮人かをめぐつて、日韓政府間で論争があつた。この短い文章のみでは判断できないので、さらにこの基となつた史料をみてみよう。右の記述の基礎史料は、軍艦新高と軍艦対馬の報告であるが、ここでは前者がより重要である。軍艦新高の一九〇四年九月二十五日付の日誌に、「松島ニ於テ『リアンコルド』岩実見者ヨリ聽取リタル情報」と

本人勢力は、鬱陵島において既に強固な地位を獲得していた。日本人警察官に守られて、多数の日本人が公然と不法に居住し、材木を密輸出し、また密漁していたのである。要するに、鬱陵島は朝鮮の邊境であったが故に、本土より早期に、日本帝国主義によつて主権を侵害され支配されるにいたつていたのである。

第一節 日本人による竹島漁業

かつて一七世紀にそうであつたように、日本人が鬱陵島に渡航進出するようになると、それに附隨して再び竹島ニ独島も利用されるようになった。後に領土編入の根拠とされた、同島の「実効的經營」の実態をみてみよう。

一九世紀末以後、日本漁民が山陰地方から鬱陵島に通漁するようになると、渡航の途次、竹島ニ独島に立寄つて多少操業することが生じた。このことは、当時の日本漁民の回想によつて確認できる。隱岐島西郷町の中井養三郎も、そのような通漁者の一人であつた。その中井は、日露戦争直前の皮革や油の高騰状況をみて、竹島に群棲するアシカに注目するようになった。そして彼は、従来の片手間の魚貝類の採集でなく、一九〇三年から同島で本格的なアシカ漁を開始したのであつた。

一〇世紀初頭の竹島の漁業に關して、日本海軍水路部編『朝鮮水

明記して、次のように記録されている。⁽⁶⁾

『リアンコルド』岩實人之ヲ獨島ト書シ本邦漁夫等畧シテ『リヤンコ』島ト呼称セリ……兩嶼ノ間ハ船ヲ繫グニ足ルモ小舟ナレバ陸上ニ引揚クルヲ常トシ風波強ク全島ニ繫泊シ難キ時ハ大低松島ニテ順風ヲ得避難スト云フ 松島ヨリ渡航海馬獵ニ從事スル者ハ六七十石積ノ和船ヲ使用シ嶼上ニ納屋ヲ構エ毎回約十日間滯在シ多量ノ収穫アリト云フ 而シテ其人員モ時々四五十名ヲ超過スルコトアルモ淡水ノ不足ハ告ゲザリシ

さて、いまひとつ史料として、海軍の諸報告と一九〇五年八月の島根県知事による竹島視察報告等に基づいて書かれた、地理学者田中阿歌麻呂の論文に次のようにある。⁽⁷⁾

東島に於ては菰葦の仮小屋あり、此小舎は中井養三郎氏等の竹島漁業会社の所有にかかるものなり（昨三八年八月八日の暴風にては家屋漁舟等全く洗ひ去られたりとぞ）是等ハ海豹獵の為、夏季此島に渡來する漁夫用のものなれども今は著しく破壊し、僅に其形跡を止むるのみ……出漁者は鬱陵島を根拠地とし、六七十石積の和船を使用し……獵後、又は風波強く繫泊し難きときは直ちに順風を得て、鬱陵島に避難するなり。

田中論文には、竹島の領土編入後の記述も含まれている。いずれにせよ、以上の各史料を合わせ読めば、一九〇三年頃から竹島で始

またアシカ漁を担った中心が日本人であったことは明らかである。

ただし、このアシカ漁に朝鮮人が全く関わっていないかったわけではな

い。先の『朝鮮水路誌』は、鬱陵島の項において本邦人と朝鮮人と

をはっきり書きわけていながら、竹島への出漁者のみ「島民」と記

している。川上も、日本人に雇用されてという限定を付けながらも、

朝鮮人が竹島のアシカ漁に参加していた事実を認めている。とはい

え、朝鮮人も若干加わっていたにせよ、この時点で同島のアシカ漁

に従事していたのが日本漁民であったことは疑いない。

むしろより注目すべきは、中井養三郎らの日本漁民が、鬱陵島

「島民」と記されるような事態である。彼らは鬱陵島に住居を持ち、

そこを根拠地として竹島に出漁し、嵐が近づけば直ぐ戻つてくる状

態であった。すなわち、彼ら日本漁民の竹島漁業とは、前節でみた

日本人の鬱陵島侵入という歴史的条件のもとで、初めて成立した

ものであった。

では、当時鬱陵島の朝鮮人は、竹島とどのような関わりを持って

いたであろうか。川上の執拗な否定にもかかわらず、鬱陵島から竹

島を見ることができ、朝鮮人が竹島をよく認知していたことは既に

のべた。そして、先の軍艦新高の報告によつて、日本が竹島を領土

編入する以前に、朝鮮人は独島という呼称を使つていたことも明ら

かである。川上は、日本が竹島を領土編入する前に、鬱陵島の朝鮮

の報告によれば、

現在、土民ノ人口ハ二千余人ニシテ戸数凡五百農夫ト漁夫相半

シ 又船舶ヲ製造スル大工等アリ

とある。そのほか、一九世紀中ばから一〇世紀初頭までのヨーロッ

パや日本の文献で、鬱陵島朝鮮人の漁業、とりわけ鮑漁について記

しているものは数多⁽²⁾。これらすべてを無視するのは、あまりに恣

意的であろう。川上は、当時の朝鮮側の航海技術の幼稚さもあげて

いるが、鬱陵島と竹島は独島よりはるかに遠距離な鬱陵島と朝鮮本

土の間を、毎年多くの朝鮮人が往来していたのである。鮑採取を生

業とする朝鮮漁民が、見えるところにある鮑の豊富な島へ出漁する

ことはごく自然である。そして、先の日本漁民の竹島出漁の回想と

同様に、朝鮮側でも鬱陵島の古老が、自からの独島への出漁経験を

証言しているのである。

しかし、このような鬱陵島の朝鮮人の漁業は、多数の日本漁民の

侵入によって、急激に圧迫されていった。『韓国水産誌』中の「鮑は

日本人の採捕に委せ島人これに従事するものあらず」という記述は、

日本人の潜水器のような新式技術による操業によって、かつて鮑漁

に従事していた朝鮮漁民が駆逐されていったさまを示すものにはか

ならない。このよう、地元鬱陵島の漁場ですら殆ど日本人に奪わ

れたような状態において、離れた小島での漁業権争いなど問題にも

なりえまい。一九〇三年からの竹島でのアシカ漁が、日本人主導となつたのはむしろ当然のことであった。

「実効的經營」という概念を形式的に適用すれば、領土編入直前

の竹島における日本側の優位は明らかである。しかし歴史的にいえば、そもそも帝国主義とは国境をこえて「經營」を行うものである。

二〇世紀初頭の日本人による竹島での經營とは、政府の侵略政策を

二版は、鬱陵島について次のよう記している。

物産ハ鮑鱈等ノ魚類多ク又野菜アリ……春夏ノ期節ニ於テハ朝鮮人此島ニ渡来シ朝鮮形船ヲ製造シ以テ之ヲ其本地ニ送リ又多量ノ介蟲ヲ拾集乾晒ス

また、一八九九年九月、鬱陵島に派遣された外務書記生高雄謙三の報告によれば、

現在、土民ノ人口ハ二千余人ニシテ戸数凡五百農夫ト漁夫相半シ 又船舶ヲ製造スル大工等アリとある。そのほか、一九世紀中ばから一〇世紀初頭までのヨーロッパや日本の文献で、鬱陵島朝鮮人の漁業、とりわけ鮑漁について記述しているものは数多⁽²⁾。これらすべてを無視するのは、あまりに恣意的である。

背景にした日本人の鬱陵島進出のなかでその一部として生じたもの

であった。彼らの行為が領土編入の根拠として正当化されるのは、

竹島は完全に無主であり、かつ當時日本帝国主義の侵略に直面していた朝鮮の政府と民衆が、日本の領土編入措置に異論をとな

えなかつた場合に限られるであろう。前者の条件がなかったことは既に前章で明らかにしており、後者については次章で検討しよう。

中井養三郎が竹島でアシカ漁を始めたのは一九〇三年であったが、翌年になると多くの競争者が来島し、その獲獲のために同島のアシカは激減した。そこで、中井は競争者を排除して同島の漁場を独占しようと考え、その工作のために東京へと出発したのであった。

第三章 日本の竹島領土編入

第一節 日本政府の軍事的要請

日露戦争が勃発すると、日本政府はその戦争遂行の戦略的な立場から、先の中井養三郎の個人的思惑とは全く別に、竹島について新たな利用価値をみいだすようになった。

日本政府は、開戦前既に「韓國ニ闘シテハ如何ナル場合ニ臨ムモシラニ」と以テ之ヲ我權勢ノ下ニ置カサル「カラ」⁽²⁾と閣議決定し、さらに「日韓議定書」で「軍略上必要ノ地點ヲ臨機収用スル」ことを

朝鮮政府に認めさせた。そして、実際には如何なる条約にも基づかない軍事支配を、朝鮮全土で展開していったのである。本稿では、海軍の軍事施設が問題となる。日本は、開戦前に国内で軍用電信線や望楼の整備を進めていたが、開戦とともにそれらの施設を朝鮮にも拡大することになった。

一九〇四年六月ロシアのウラジオ艦隊が朝鮮海峡に出現し、日本の輸送船を次々と沈めたことから、この海域の緊張が一挙に高まった。日本海軍は、九州・中国地方の沿岸各地と並行して、朝鮮東南部の竹辺湾、蔚山、巨文島、濟州島等に望楼を建設し、それらを海底電信線によって連結していった。朝鮮内の望楼は約二〇ヶ所にもおよび、それらはすべて有無をいわせぬ軍事占領であった。そしてこれらの措置の一環として、七月五日鬱陵島に望楼を建設して、そこと朝鮮本土の日本海軍碇泊地竹辺湾との間を軍用海底電信線で結ぶことが決定された。鬱陵島の望楼は、東南部（松島東望楼、配員六人）と西北部（松島西望楼、配員六人）の二ヶ所で、八月三日に建設着工、九月二日から活動を始めた。海底電信線の方は、九月八日からウラジオ艦隊に脅かされながら敷設が進められ、同月二十五日に完成した。⁽⁶⁾これによって、鬱陵島の望楼は朝鮮本土を経由して、佐世保の海軍鎮守府と直接通信できることになった。そしてこの鬱陵島における日本軍の駐留は、既に以前から日本人が優位を占めて

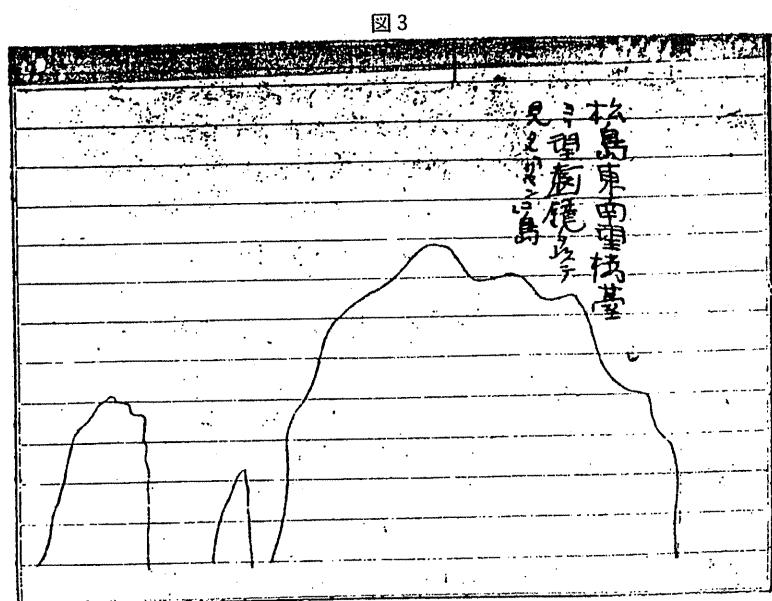
陵島における日本軍の駐留は、既に以前から日本人が優位を占めていた同島で、朝鮮側の主権がより一層甚だしく侵害されたことを意味している。

日本海軍は、この鬱陵島における一連の工事と補給活動のなかで、またこの海域での哨戒活動によって、隣接する竹島について多くの情報を得ることになった。⁽⁷⁾つまり、中井養三郎が政府に働きかける前に、海軍は既に竹島の利用価値について注目するようになっていた。そして、日本政府が公的に同島の領土編入を決めるより前に、海軍は行動を起していた。一九〇四年一月一三日、海軍軍令部は軍艦対馬に対して、「リヤンコルド」島ハ電信所（無線電信所ニ非⁽⁸⁾）設置ニ適スルヤ否ヤヲ視察スルコト⁽⁹⁾を命じた。つまり、鬱陵島と海底電信線で連結する望楼建設の可否の調査である。軍艦対馬は同月二〇日リヤンクール島に赴いたが、これこそ日本政府による最初の竹島⁽¹⁰⁾独島調査なのであった。そして対馬の艦長は地形的な困難はあるが、その東島なれば建造物の構築は可能であろうと報告した。⁽¹¹⁾つまり、日本政府がこの時期竹島に対してもいた関心は、まさしくその軍事的な利用価値にほかならなかつたのである。

竹島での冬期の建設工事は絶対に不可能だったので、実際には着工のされないままに、バルチック艦隊との決戦を迎えることとなつた。ところが、その日本海海戦において、鬱陵島と竹島の周辺海域

が一つの主戦場となつたことから、竹島の軍事的価値が改めて高く評価された。⁽¹²⁾海軍は海戦直後の五月三〇日に計画をたて、六月一三日に軍艦橋立を同島に派遣して、さらに詳細な調査をおこなわせた。そのうえで、海軍は六月二十四日鬱陵島、竹島を含めた日本海同水域の総合施設設計画をうちだした。その計画とは、まず鬱陵島北部にいまひとつ大規模な望楼（松島北望楼、配員九人）と無線電信所を建設する。また、竹島に懸案の望楼（配員四人）を建設する。そして、それらの両島の望楼を海底電信線で結んだうえで、さらにその電信線を隱岐の望楼まで延長するという計画であった。まさしく、国境など意に介さない軍用施設である。鬱陵島の新望楼は七月二五日に起工し、八月一六日から活動を始めた。竹島の望楼は七月二五日に着工し、八月一九日から活動に入った。海底電信線の方は、九月に講和が成立したため当初の計画が変更され、竹島と隱岐とではなく竹島と松江の間に敷設されることになった。この工事は一〇月末に開始され、⁽¹³⁾鬱陵島から竹島を経て、一一月九日松江との結合が完了した。つまり、一九〇五年、朝鮮本土（竹辺）から鬱陵島、竹島、松江に到る一連の軍用通信線の体系がつくりあげられたわけである。

以上要するに、日本政府にとって、日本海中の竹島とは軍事的な利用対象にはかならず、またそれは当時朝鮮各地でおこなつた軍事的占領と密接不可分なものであったのである。



『軍艦新高行動日誌』1904年9月25日付。

第二節 日本政府の官僚の判断

一九〇四年初秋、中井養三郎は竹島での漁業権独占のために、日本政府へ働きかけようと東京へ赴いた。當時中井がこの島の帰属をどのように認識していたかは、彼が現地の状況を最もよく知る立場にあつたが故に、極めて重要である。島根県教育会編『島根県誌』（一九二三年）は、その竹島の項に「三十七年各方面よりの競争溢りあり。種々の弊害を生ぜんとせり。是に於て中井は此の島を朝鮮領土なりと思考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」（傍点引用者）と記している。かつて日韓両国間での論争で、日本政府はこの史料の記述を編者の誤解であるとかたずけた。果してそうであらうか。

中井自身が、竹島が領土編入された経過について述べた史料が二つある。ひとつは、一九〇六年三月二十五日、奥原福市が中井から聽取りした記録である。奥原福市著『竹島及鬱陵島』中に、「中井氏⁽²⁾と明記して次のようにある。

中井養三郎氏はリヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し、三十七年の漁期終るや、直ちに上京して、隱岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎氏に図り、牧水產局長に面会して陳述する所ありき。同氏またこれを賛し、海軍水

本島ノ鬱陵島ヲ附屬シテ韓國ノ所領ナリト思ハルヲ以テ、將ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ上京シテ種々画策中、時ノ水產局長牧朴眞氏ノ注意ニ由リテ必ラズシモ韓國領ニ属セザルノ疑ヲ生ジ、其調査ノ為メ種々奔走ノ末、時ノ水路部長肝付將軍断定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ。依テ經營上必要ナル理由ヲ具陳シテ、本島ヲ本邦領土ニ編入シ且ソ貸付セラレンコトヲ内務外務農商務ノ三大臣ニ願出テ、願書ヲ内務省ニ提出シタルニ、内務當局者ハ此時局ニ際シ（日露開戦中）韓國領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ取メテ、環視ノ諸外国ニ我が韓

本人が書いたものであるため、日本政府内の対応ぶりがさらに具体的に記されている。先の史料と合せて、重要な点は次のとおりである。

第一は、竹島の領土編入に、内務省官僚が明確に反対していたことである。つまり、先述のよう、一八七七年内務省は竹島ニ独島を鬱陵島とともに朝鮮領だと確定しており、その記録と知識が同省の官僚に継承されていた。そこで、日本が朝鮮侵略を開始したこの時点でも、彼らはなお同島を無主だと断ずるのには躊躇していたのである。

第二に、かかる内務官僚の逡巡をおしきり領土編入にもちこんだ立役者は、牧朴眞、肝付兼行、山座圓次郎であった。この三人の軌跡は極めて興味深い。牧朴眞は、既に述べたように、久しく農商務省水産局長として水産行政の最高責任者であり、停滞していた日本の漁業を渡海漁業に発展さすべく尽力した人物であった。しかしそれは、日本漁民が朝鮮沿岸に侵入して、勢力拡大のを促進する行政施策なのであった。肝付兼行は一貫して海軍水路部に在籍し、日本水路行政を確立させた専門官僚であった。その水路部とは、平時は一般水路情報の整備に従事しているが、一たび戦時になれば直接軍事行動に必要な情報を提供する戦略機関となる。日露戦争当時、肝付はこの水路部長として、朝鮮・満州沿海での軍略遂行のための

路部につきて、リヤンコ島の所属を確めしむ。中井氏即ち肝付水路部長に面会して、同島の所属は、確乎たる徵証なく、ことに、日韓両本国よりの距離を測定すれば、日本の方十浬近し、加ふるに、日本人にして、同島經營に従事せるものある以上は、日本領に編入する方然るべしとの説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リヤンコ島領土編入並に貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり……爾來中井氏は、内務省地方局に出席して、井上書記官に事情を陳述し、また、同郷の桑田法学博士（現今貴族院議員）の紹介によりて外務省に出席して、山座政務局長に面会してこれをはかり、桑田博士また大に力むる処ありて、遂に一応島根県庁の意見を徵することとなれり。ここに於て、島根県庁にては、隠岐島厅の意見を徵して上申の結果、遂に閣議に於てよいよ領土編入に決し、リヤンコ島を以て竹島と命名せらるるに至れりとう。

この史料から、次のこととは明らかである。第一に、中井は竹島を明確に朝鮮領だと信じており、朝鮮政府に同島貸下の請願をしようとしていた。第二に、それを無主地の領土編入願いに変更させたのは、まさに日本政府であった。

いまひとつ別の史料は、中井が隠岐島厅へ提出した履歴書である。⁽²⁾ その付属書類に竹島經營の概要として次のように記されている。

作業に没頭していた。⁽²⁵⁾ 外務省政務局長山座圓次郎は、玄洋社の影響

を強く受け、省内において小村寿太郎などと並んで対外強硬・大陸進出政策の推進者として知られていた。また、局長就任前、彼自身久しく朝鮮の領事・公使館において、日本の利権獲得のため画策奔走した人物であった。⁽²⁶⁾ これらの官僚が強行した領土編入において、朝鮮側の主権や主張等に考慮がはらわれなかつたことは当然であろう。

第三に、その領土編入の理論が明らかにされている。一九〇四年時点で竹島が全く無所属であるという肝付の主張は、先述のように海軍水路部の従来の認識とは明らかに異なるものであった。にもかかわらず、中井が前年から同島で漁業を始めたという事実をもつて、日本政府を本当に突き動かしたのは、山座の発言にあるように、ロシア艦隊に対抗するための施設が必要だという軍事の理論なのであった。つまり、竹島の領土編入とは、同時期日本が戦争遂行のため朝鮮各地でその主権を侵害しながら行つた軍事措置と同様のものであつた。ただそれが、漁場独占をねらつた一漁民の動きを利用したがために、単なる占領に止まらず領土編入の形式をとつたのにすぎない。朝鮮全土の軍事占領が「朝鮮併合」の前提であつたことからすれば、この竹島の領土編入は、その小さな先がけともいえるものである。

中井養二郎は、先の三人の指示によって、一九〇四年九月二十九日「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を、内務・外務・農商務の三省に提出した。そして、これを認める形で、一九〇五年一月二八日日本政府は同島の領土編入を閣議決定したのである。

第三節 日本の公示と朝鮮側の対応

一九〇五年二月二二日島根県は県告示四〇号で、リヤンクール島を竹島と命名し、同島を隅岐島司の所管とすると公示した。日本政府は、この決定を官報に掲載して政府レベルで公示する措置をとらなかつた。日本政府が、外国が関わりをもつ島嶼において領土主権を確立した事例として、一八七六年の小笠原島の場合があげられる。その時日本政府は、同島に関係の深い英國・米国と幾度も折衝し、その了解を得たうえで決定をした。そしてさらに、欧米十二ヶ国に對して、日本の同島管治を通告したのである。⁽²⁷⁾ 竹島の領土編入に際しては、日本政府内に同島が朝鮮領ではないかといふ見解さえあつたのに、その朝鮮政府に照会はおろか、通告さえおこなつていない。既に日本政府は、朝鮮を対等の主権国家とは認めていなかつたのである。

朝鮮側が、日本によるこの竹島の領土編入について知ったのは、翌一九〇六年三月になつてからである。島根県事務官神西由太郎ら

一行は、竹島に視察調査に赴き、その帰途鬱陵島に寄港した。そして、三月二八日神西らが同島の郡守沈興澤を訪問した時、竹島領土編入の件を告げたのである。この意外な話に驚いた沈郡守は、翌日直ちに中央に次のような報告を送つた。⁽²⁸⁾

本郡所属獨島が在於本部外洋百餘里許。⁽²⁹⁾ 一月四日辰時量て輪船一隻引來泊于島内道洞浦而日本官人一行引到于官舍。 하여自云 獨島가今為日本領地故로視察次來島였다. 이은바 其一月則 日本島根県隅岐島司東文輔及事務官神西由太郎 稅務監督局長吉田平吾 分署長警部影山岩八郎 巡査一人会議員一人医師技士各一人 其外隨員十餘人。 先問戸捻人口土地生産多少 하 고次問人員及經費幾許諸般事務를 以調查様으로錄去이 암기 茲以報告하오니照亮하심을伏望

光武十年丙午 隆三月五日

神西らの鬱陵島訪問はよく知られているにもかかわらず、日本においてはこの史料について全く検討がされていない。かつて、韓国との論争のなかで、日本政府はこの文書の存在 자체が疑わしいとした。その根拠として、「神田」は竹島で捕獲した海駆一頭を郡守におくつたがこれに対して郡守は遠來の勞を謝し、贈物に対して謝辞を述べている。もしも郡守が当時竹島を鬱陵島に所属する島として取り扱っていたならば、当然かかる応接振りはなかつたはずである。

「う」と述べている。これは、当時の鬱陵島が置かれていた歎しい現実を無視している。先述のように、既に同島には日本の軍人・警察官が常駐し、郡衙のある道洞を中心にして三百人以上の日本人が居住していたのである。神西らが、外國領である鬱陵島の戸数、人口、地勢等をおもうがまま調査していくことに、当時の一方的な力関係が端的に現われている。もしかりに、沈郡守が神西らに領土問題で正面から異論をとなえなかつたとしても、それは、このような日本人達の圧力の結果にはかならない。応対が丁寧であったことが、神西の発言を承認したこと意味するわけではなく、日本政府のこの史料否定の主張はなりたたない。さらに川上の著作にいたつては、神西らの郡守訪問について詳しく書きながら、この郡守の報告について一言も触れていない。この史料が韓国における研究で広く使われており、また極めて重要な内容をもつてゐることからみて、川上のかかる沈默は意図的な史料の隠蔽だといわざるをえないであろう。

沈郡守の報告は、独島を鬱陵島に属すと明確に述べている。そして、それを自國領だと告げた日本官吏の意外な動静を報告して、中央政府の指示を求めているのである。かつて于山島と呼ばれた島は、ここでは独島と呼ばれている。独島という呼称の起源については諸説があるが、先に見たように日本の竹島領土編入以前、既に朝鮮人は同島を独島と呼びかつ書いていた。

この沈郡守の報告は江原道觀察使に届き、觀察使の署理李明來は

さらにこれを中央の參政大臣朴齊純に送ったという。そして、その報告を受けとった朴齊純は、独島が日本領になつたといふ話は根拠のないことだが、独島に関する事情を詳細に調べ、日本が独島でなにをしたかを報告せよと指示したとされている。これらのこと記した李朝の行政文書は、現在韓国に残つてゐると伝えられるが、いまだ全文が公開されていない。しかし、沈郡守の報告が引き起こし

た大きな波紋は、当時の新聞によつて充分うかがうことができる。

当時の朝鮮における代表的な新聞『皇城新聞』は、五月九日「鬱倅報告内部」と題する記事を掲載した。⁽¹⁾ 内容は、鬱陵郡守沈興澤氏が内部（日本の内務省に相当）に報告してきたところではとして、

先の神西一行の話を記している。そして、この記事の文章は、先の沈郡守の報告文と殆ど完全に同一なので、政府の内部からの取材によると思われる。さらにはまたこのことから、先の沈郡守の報告が確かに存在したことが、疑問の余地なく明らかになるわけである。

当時のいまひとつ全国紙である『大韓毎日申報』にも、この事件はとりあげられた。五月一日付の同紙に次のよしなな記事がある。⁽²⁾ 無變不有 鬱島郡守沈興澤氏が「府에報告」され、日本官員一行이來到本郡。や 本郡所在獨島を日本屬地と自稱す。又 地界闊狭斗戸口結塊을一一錄去라고 했는데 内部에서 指令를 기록。遊覽道

次에 地界戸口之錄去로 客或無怪어니와 獨島之権云日是屬地로必

無其理니 今此所報가甚涉訝然이라니 았더라

この記事の前半は沈郡守の報告の要約にすぎないが、後半で中央

政府の対応を知り得る点が貴重である。つまり、朝鮮の中央政府も、初めから独島を自國領だと認識していた。そしてそれ故に、理解し

がたいことをいう日本官吏一行の動きについて疑惑をいたいでいる

のである。これらの新聞報道によつて、多くの朝鮮人が日本による竹島＝独島領土編入の動きを知り、かつそれを自國領土の侵略だと読みとたことはまちがいない。例えは、當時全羅道求礼に居た黃政は、彼の手記に、朝鮮領の独島を日本人が無理に自國領だと偽称していると書いている。⁽³⁾ 以上要するに、朝鮮の中央政府も現地の鬱陵郡守も、また民間人等も、日本の竹島＝独島の領土編入をその時

点で侵略だとみなしてゐたのであつた。

しかし、この時既に日本は韓國統監府を設置し、實質上朝鮮の植民地支配を始めていた。そのため、朝鮮政府内でこの独島＝竹島問題への対応が、これ以上発展することはなかつた。つまり、国全体が奪われ消滅させられていくなかで、一岩嶼の領有問題など消し飛んでしまつたのである。しかしながら、日本の竹島領土編入の措置について、当時の朝鮮民族が明確に異論をとなえた事実があつたことは、その歴史的評価のうえで決定的に重要なことであろう。

おわりに

一九〇五年日本政府は、行政措置によつて竹島＝独島を自國領土に編入した。その行為を正当なものとする主張には、二つの考え方がある。川上を代表とする多数意見は、竹島は近世初頭以来一貫して日本領であったので、一九〇五年の措置はただそれを再確認したもので、いまひとつの少数意見は、一九〇五年時点で竹島は完全に無主地であったので、それを先占したのだとするものである。前者については、一八七七年太政官が正式に同

島を版図外だと断定したことなど、本稿すべてでそれが虚構であることを明らかにした。後者については、本稿中であげた事実の半分で覆えるであろう。すなわち、朝鮮は一五世紀から同島に領有意識をもつており、かつ一九〇五年の日本の措置につきそれを知ると直ぐ反対の意思を示していた。紛争は、一九五二年にではなく、まさに領土編入の時点で起つていたのであった。

それら多数意見と少数意見は、一九〇五年の領土編入措置を、同

時期の日本の朝鮮侵略と全く無関係なものとする点は共通してい

る。しかし、竹島領土編入の根拠となつた同島での漁業とは、日本人の鬱陵島進出とは切りはなせないものであった。また日本政府が

同島編入を急いだのは、鬱陵島を支配したのにひきつづいて、同島から電信線を引いて竹島望楼を建設するためであった。そしてなによりも、同時期の朝鮮民族は、日本の竹島領土編入を、朝鮮各地で起つて来た主權侵害・侵略と同じものだと受けとつてゐたのであつた。

領土問題とは、あくまで個別的に、そして徹底的に歴史的な視点から検討しなければならない。そして竹島＝独島の場合、その歴史的という言葉の範囲には、同島の領土編入にいたる直接的経過とともに、一九〇五年時点で日本と朝鮮が如何なる関係にあつたのかまで含めなければならないのである。

〔註〕

（1）竹島と鬱陵島の呼称は、日本と朝鮮で複雑な変遷をとげた。そこで混乱をさけるため、本稿中では歴史的諸島名に適宜現在の島名を併記しておくことにする。なお竹島とは樹木も飲料水もなく、通常人が住めない面積二三町歩余の小さな岩嶼である。

（2）梁泰鎮編『独島関係文献目録』（一九七八年）、大口里子「竹島（独島）関係資料目録」（国会図書館『アジア・アフリカ資料通報』一七卷一号、一九八〇年）参照。

（3）川上の著作に対しても、日本では梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」（『朝鮮研究』一八二号、一九七八年）が主に論理次元で批判を行つてゐる。

- (4) 川上 前掲書、九四一、一一〇頁。
- (5) 物理学的には、鬱陵島の一〇〇メートル以上の地点から竹島を見る事ができる。李漢基「韓國領土」(ソウル、一九六九年)二二三、四頁参照。鬱陵島の最高峰は九八五メートルもあるのに、川上は「鬱陵島は密林によっておおわれていたので、高所にのぼること自体に相当困難があつた」(二八一頁)とこじつけている。
- (6) 萬生修吉『韓海通漁指針』(一九〇〇年)一、一三一頁。
- (7) 『地学雑誌』一一〇号(一九〇六年)四、一五頁。
- (8) 于山と鬱陵は元同一語の相異なる漢字表記であったのが、やがて別の島の名称として固定していったのである。于山には、千山、千山、子山、芋山、弓山等の誤字・異字が使われている。なお、一部の日本の研究者は、于山島を鬱陵島の一部である、一部の日本の研究者は、于山島を鬱陵島の一つを海里東にある竹嶼「竹島 Boussole rock」にあてている。しかし、それでは「風日清明、則可望見」の記述が当てはまらない。また、一八九九年六月に鬱陵島を調査した釜山税関のラボーテは、鬱陵島の大きな島として于山島と竹島の二つをあげており(『皇城新聞』九九年九月二三日付)、その見解はなりたたない。
- (9) 崔書勉「古地図から見た独島」(『統一報』一九八一年五月二七二九日付)。
- (10) 傀寇による被害が多かつたのと、賦税のがれを防ぐためである。
- (11) (12) (13) 川上前掲書、七四、八〇、七八頁。
- (14) 北澤正誠『竹島考證』中巻(一八八年)。なお、北澤も鬱陵島と于山島を竹島と松島だと理解している(同上巻)。
- (15) 戸田敬義「竹島渡海之願」の「竹島之図」参照。
- (16) 北園通昇編『竹島圖說』(宝曆年間)。
- (17) 松浦武四郎『他計甚麼雑誌』(一八五四年)。
- (18) 崔書勉、前掲論文。
- (19) この件については、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」(太政官編『公文錄』一八七七年、内務省之部、国立公文書館所蔵)による。
- (20) 『日本外交文書』第三巻、一三七頁。
- (21) この件については、北澤正誠、前掲『竹島考證』下巻による。
- (22) それらとは別に七七年一月戸田敬義が「竹島渡海之願」を東京府知事に提出し、同年六月に却下された。これは内務省の管轄であったので、処理が速かつたのであろう。なおここでの竹島もやはり鬱陵島をさしている。
- (23) 彼は于山島を先の竹嶼に比定している。
- (24) 『水路雑誌』四一号、三四、七頁。
- (25) 「内務省書記官西村捨三の外務書記官宛照会」(外務省記録3824、外務省外交史料館所蔵、以下同様)。
- (26) (27) 海上保安庁編『日本水路史』(一九七一年)六九、七〇、一二一、三頁。
- (28) 日本海軍は鬱陵島については幾度も直接調査をしたが、リヤンクール島についての情報はすべて英國海軍の水路誌か得たものにすぎない。
- (29) 「朝鮮国蔚陵島へ(ニ)邦人渡航禁止ノ件」(『日本外交文書』第一四・一五・一六巻)。
- (30) 『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』四卷
- (31) その報告書「鬱陵島檢察日記」によれば、同島にいた日本人はそこを日本領だと考へておらず、「大日本國松島」の標柱さえ立てていた。それについて、李奎遠は安龍福の故事をあげて慷慨している。大韓公論社編『独島』(ソウル、一九六五年)一二六、四八頁。
- (32) 一九世紀末、約二五〇〇人程度であった。
- (33) 『鬱陵島ニ於ケル伐木關係雜件』(外務省記録、3532)所収の諸報告書による。
- (34) 一九九九年九月、日本政府は同島の日本人に引揚げを命じているが、これは対ロシア政策のためであった。
- (35) 朴九秉「韓・日近代漁業關係研究」(『釜山水産大研究報告』七巻一号、一九六七年)、韓治勵「開港後日本漁民の侵透」(檀國大『東洋学』一号、一九七一年)。
- (36) 吉田敬市『朝鮮水産開發史』(一九五四年)、一六五、七四頁。
- (37) 川上 前掲書、一九八、九頁。
- (38) 日本官吏の報告では、同島の両民族の関係が平穏であるとするものがある。しかしそれは、政府がそのような報告を持続するよう指示していたの信頼できない。林權助「日韓官吏鬱陵島出張ニ関スル件」(外務省記録3532)。
- (39) 『日本外交文書』第三二巻、二八七、八頁。
- (40) 『本邦人ノ渡航並在留取締ノ件』(外務省記録3532)。
- (41) 『鬱陵島伐木特許ニ関スル件』(『日本外交文書』第三二巻)。
- (42) 『鬱陵島警察官駐在所設置一件』(外務省記録3532)。
- (43) 警部有馬高孝「一九〇三年四月二八日付報告書」(同右)。
- (44) 同島の日本人の多くは島根県人で、その殆どは隱岐島出身であった。また、その在留日本人の対朝鮮人比率は全朝鮮第一位で、同島は日本人移住の卓越地であった(吉田敬市「前掲書」四六九、七〇頁)。
- (45) 「鮑 潜水器業者の鬱陵島に出漁の途次寄港し、一二三日間採捕するものと、鬱陵島に出漁中、快晴の日を見計らひ、一二三日間渡航するものとあり」(奥原福市『竹島及鬱陵島』一九〇七年一、一頁)。
- (46) 川上 前掲書、一〇〇、八頁。
- (47) 中井養三郎「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」(外務省記録1417)。
- (48) 四五、七頁。
- (49) 『軍艦新高行動日誌』(防衛省戦史部所蔵)。
- (50) 『隱岐國竹島に關する地理學上の知識』(『地学雑誌』一一〇号、一九〇六年)。
- (51) 川上 前掲書、一八八、九〇頁。
- (52) 前掲史料に「独島ト書シ」とあり、識字階級たる郡守層まで竹島を認知していたことを示している。ただし、書籍中では于山島といふ呼称も依然使われていた。
- (53) 川上 前掲書、一七七、八七頁。
- (54) 四〇〇頁。
- (55) 高雄謙三「一八九九年一〇月三日付復命書」(外務省記録3532)。
- (56) Blakeney, William, R. N. "On the Coasts of Cathay and Cipango, forty years ago" London 1902. Griffis, William Elliott "Corea, the Hermit Nation" London 1905.

(57) 一八八三年頃同島に移住した洪在現（六二年生れ）は、「開拓當時鬱陵島人はすぐ独島を発見し、ワカメやアワビまたはアシカをとりにしばしば独島に出漁し、自分も十数回往来しました」と回想している。前掲『独島』三〇頁。なお、江原道や鬱陵島の朝鮮人がアシカ（可支）を捕っていたことについて

は、『五洲衍文長箋散稿』上（ソウル、一九五七年）六五五頁、参照。

(58) 韓国商工部編 第二輯（一九一〇年）七一五頁。

(59) 鬱陵島での日朝間の漁場紛争については、朴九秉「一九世纪末韓・日間의漁業에適用된領海三海里原則에 관하여」（『韓日研究』一号、一九七二年）。

(60) 竹島と鬱陵島の関係はその後ますます強まり、一九三〇年代には鬱陵島から毎年四十人（内日本人一・三人）が竹島に出漁していた。外務省アジア局編『竹島漁業の変遷』（一九五三年）一七、三六一七頁。

(61) (62) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（一九六五年）二一七九、二二三〇四頁。

(63) 海軍軍令部編『極秘 明治三十七八年海戦史』第四部第四卷 一〇二七、二一八〇七六頁。

(64) 同右書 四八一五七頁。

(65) 先の軍艦新高の報告は、鬱陵島の電信線敷設工事の時のものである。

(66) 「軍艦對馬戦時日誌」（防衛庁戦史部所蔵）。

(67) 軍令部、前掲書備考文書、三六六一七頁。

(68) 竹島の名称が日本国内に広く知られるようになったのは、この海戦の報道によつてである。

(69) 『獨立戰時日誌』（防衛庁戦史部所蔵）。

(70) 軍令部 前掲書、二〇一、九三一五頁。

(71) 外務省編『海外調査月報』一九五四年一月号、六八頁。

(72) 二七〇三二頁。なお奥原碧雲（福市）「竹島沿革考」（『歴史地理』八卷六号、一九〇六年）にも同文がある。

(73) 島根県広報文書課編『竹島関係資料』第一巻（一九五三年）。この文書は履歴の終りからみて、一九一〇年のものと思われる。

(74) 「八年も勤めた水産局長牧朴眞」（『水産界』九七五号、一九六六年）。

(75) 海上保安庁編 前掲書、二一四、八三一八頁。

(76) 長谷川俊『山座圓次郎』（一九六七年）、一又正雄編著『山座圓次郎伝』（一九七四年）。

(77) 安岡昭男『明治維新と領土問題』（一九八〇年）一九六一三頁。

(78) 梁泰鎮編『韓國國境領土関係文献集』（一九七九年）、一一頁。陰曆三月五日は陽曆三月二九日である。

(79) 前掲『海外調査月報』一九五四年一月号、六八頁。

(80) 学術座談『獨島問題再照明』（『韓國學報』二四輯）。

(81) 韓國文化開發社編『皇城新聞』一三巻（ソウル 一九七六年）三〇頁。

(82) 韓国新聞研究所編『大韓每日申報』一巻（ソウル 一九七六年）一八一八頁。

(83) 国史編纂委員会編『海泉野錄 全』（ソウル、一九七一年）三七五頁。

図1
大韓帝国学部編「大韓輿地図（部分）」1899年 奉章閣所蔵。

図2

水路部（坂本一部長）編 『日本水路誌』第四巻（1907年）
関係海図索引（部分）。

水路部（肝付兼行部長）編 『日本水路誌』第四巻（1897年）

関係海図索引（部分）。

図3
『軍艦新高行動日誌』、1904年9月25日付。